

(注) 本Q & Aでは便宜的に事務処理要領5の一のアに定める要件を「要件(I)」と、5の一のイに定める要件を「要件(II)」と表記することとする。(参考資料参照)

(問21) キャリアパス要件等届出書を法人単位で届け出る場合の取扱いについて

(答)

キャリアパス要件等届出書については、福祉・介護職員処遇改善計画書と同一の単位（法人ごと等）で作成して差し支えなく、通常、法人単位で就業規則が定められ、キャリアパスの仕組みを含めた福祉・介護職員の処遇が一体的に行われているものと考えられるが、例えば、法人内の事業所の一つが極めて小規模である場合等、法人内で要件(I)を満たす事業所とそうでない事業所があるといった場合、都道府県においては事業者に対して、要件(I)を満たさない事業所については要件(II)を満たすよう促すとともに、福祉・介護職員に対し法人内で要件(I)と要件(II)が併存している旨の周知を行うよう指導されたい。

また、そのような場合、各事業所がいずれの要件を満たすものであるかについて、事業所の一覧表に記載すること。

なお、定量的要件について、法人単位で作成を行う場合、法人全体で要した概算額を記載することになるが、この場合、事業所の福祉・介護職員に対してその旨を併せて周知されたい。

(問22) 平成21年報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件について、新規参入事業者の取り扱いはどうなるのか。

(答)

定量的要件については福祉・介護職員に対して既に実施した賃金改善以外の処遇改善の内容及び概算額を記載することとしているが、新規指定の事業者については、指定日以前に要した経費、例えば算入に当たって就業規則等の整備に要した経費や新設事業所の整備費・備品購入費のうち職員の処遇のために行った部分に要した経費等を記載することになる。